

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	75 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	71 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	30 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

私は19歳で結婚し、同居していた義父が20歳になったら必ず国民年金に加入するよう勧めてくれていた。当時、夫も国民年金に加入して保険料を納付しており、私にも加入を勧めてくれたので、20歳になった昭和54年\*月ごろにA市役所で加入手続を行って、国民年金手帳を受け取った。その後、納付書が送られてきたので、同市役所かB銀行C支店で納付した。いくら納付したのか記憶に無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、2か月と短期間である。

また、申立人の夫は、婚姻(昭和53年3月)前の52年4月以降の国民年金加入期間において、保険料の未納は無い上、申立人と一緒に保険料の前納制度を数多く利用しているほか、同居していた申立人の義父は国民年金には加入していなかったものの、申立人の義母も36年4月から60歳到達の前月までの58年\*月までの期間において保険料の未納は無いことから、申立人を含めて保険料の納付意識が高い家庭であったことがうかがわれる。

さらに、国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月14日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、この時期を基準とすると、申立期間の保険料は56年4月までであれば過年度納付することは可能であった。

加えて、申立人は、国民年金加入手続後、送付されてきた納付書により保険料を納付したとしており、前述のとおり、保険料の納付意識が高い申立人が過

年度納付となる申立期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年1月まで  
国民年金保険料は、私が夫の分も一緒に納付していた。それにもかかわらず、申立期間については私のみが納付済みとなっており、夫が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く18年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の妻の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月の63年\*月までの国民年金加入期間において未納は無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の証言どおり、納付日を確認できる昭和48年度及び49年度の国民年金保険料はいずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる上、申立人の妻は、申立期間は納付済みとされていることから、保険料の納付意識が高かった申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金に任意加入し、保険料は夫に頼んで、夫が勤務していた金融機関で納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻の 4 か月後の昭和 53 年 8 月に国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者となるまでの任意加入期間 92 か月のうち、申立期間を除く 86 か月の保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その夫に依頼して、夫が勤務していた金融機関で国民年金保険料を納付してもらっていたとしている。この点については、申立人の夫の厚生年金保険の記録により、夫は、申立人との婚姻前から申立期間を含む平成 13 年まで国民年金保険料を納付できる金融機関に勤務していたことが確認でき、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。このため、申立人の夫が申立人の依頼により申立人の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の 6 か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金の制度開始前に結婚しており、国民年金の加入は任意であったが、将来のためと考え、昭和36年4月から保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間357か月（第3号被保険者期間を除く。）のうち、申立期間を除く345か月の保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料納付方法、保険料額等に関する記憶は明確である上、その記憶は、その当時の保険料納付方法、保険料額等とも合致している。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年3月に任意加入として国民年金の資格を取得しており、任意加入したにもかかわらず、申立期間の保険料を納付せず、昭和37年度から保険料の納付を開始したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日、資格喪失日に係る記録を45年4月1日に訂正し、32年4月の標準報酬月額を9,000円、45年3月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和45年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社し、入社当時に同社C支店で研修を受けた後、45年3月31日まで同社B支店で勤務した。同社の辞令も妻の日記もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録カード、転勤届、同社の健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和32年4月1日に同社に入社し、平成13年3月31日に退職するまで継続して勤務(45年4月1日に同社B支店から同社D支店に異動。)していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は正社員として入社しており、申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続は同時に行っていたと思う。申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和32年5月の記録から9,000円、申立期間②の標準報酬月額

については、健康保険厚生年金保険被保険者原票における45年2月の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続を誤ったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（47万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、47万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。給与支給明細書により、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において47万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としているが、厚生年金基金から提出された加入員記録原簿にも申立人の平成16年12月10日の賞与支払に係る記録が確認できず、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が申立人の賞与支払に係る届出の記録を誤ったとは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月5日から30年7月1日まで

私には、A社の厚生年金保険被保険者記録が1か月(昭和29年9月)しかない。

しかし、私は、申立期間にA社で勤務していた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年9月から30年6月までA社において業務に従事し、その間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳では、29年10月5日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立期間と同時期にA社で勤務していた複数の同僚は、「全員が正社員で、申立人は1年程度勤務した。途中で申立人の業務や勤務形態が変更になった記憶は無い。」と証言している。

また、申立人は、「新聞でB社の求人広告を見て、A社を1日休んでB社の採用面接を受けた。採用が決まってからA社を辞めた。」と証言しているところ、当時のC新聞を調査した結果、昭和30年6月28日付けの同新聞の朝刊にB社の求人広告が掲載されていることが確認できるとともに、申立人は同社において同年7月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、

申立人の主張には<sup>しんぴょうせい</sup>信憑性があり、申立人は、少なくとも同年6月30日までA社に継続して勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した申立期間当時のA社の従業員数(6、7人程度)と、社会保険事務所(当時)の記録上の厚生年金保険被保険者数(8人)がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険被保険者の資格を取得していた状況がうかがえる。

加えて、複数の同僚は、A社における厚生年金保険被保険者記録が、自ら記憶している同社の勤務期間と一致していると証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年9月の申立人の記録及び同僚の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正するとともに、同社本社における資格取得日に係る記録を同年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和37年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る昭和37年8月及び同年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和36年4月1日から平成13年9月1日までC社及び同社の関連会社であるA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の「昭和37年分給与所得の源泉徴収票」の摘要欄記載事項等から判断して、申立人がC社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日にC社D支店からA社B支店に異動、同年8月20日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年6月及び同年10月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いものの保険料を納付したと主張するが、申立期間のうち、昭和37年7月については、資格の取得及び喪失のいずれの

機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年8月及び同年9月については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和58年5月から同年7月までは12万6,000円、同年8月から同年11月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から同年 11 月まで  
申立期間の標準報酬月額は、私が当時受け取っていた報酬月額よりも低額である。報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年11月を除く期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（同年5月から同年7月までは12万6,000円、同年8月から同年10月までは14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和58年11月については、保険料控除額等を確認できる給料支払明細書等の関連資料は無いものの、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は同年12月26日とされていることから、申立人が同年12月25日まで同社に勤務していたことが認められること、及び給料支払明細書で確認できる同年8月から同年10月までの保険料控除額が3か月にわたり同額であることから、同年11月も直前の期間に引き続き同額の標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月から同年8月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、私がA社から受け取っていた報酬月額よりも低額であることが分かったので、標準報酬月額を報酬月額に見合ったものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和39年10月1日、資格喪失日は40年10月1日であると認められることから、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年10月1日まで

私は、昭和39年5月1日にB社に入社し、途中で休職や退職することなく継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が「昭和39年8月にB社のC課に配属された。」としているところ、社名が当該部署の名称とほぼ同じで事業主もB社と同じであるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日も同じ者の被保険者記録（同年10月1日に資格取得、40年10月1日に資格喪失。）が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に統合されていないままになっている。

また、事業所名は不明であるものの、申立人の雇用保険の記録（昭和39年5月1日取得、40年11月20日離職及び同年11月21日取得、52年12月31日離職。）は、申立人がB社に係る厚生年金保険被保険者の資格を39年5月1日に取得してから申立期間に係る得喪を経て53年1月1日に喪失するまでの期間と一致している。

さらに、申立人がB社のC課と一緒に配属されたと記憶している同僚についても、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和39年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社にお

ける資格取得日は昭和 39 年 10 月 1 日、資格喪失日は 40 年 10 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

A社の事業主は、昭和28年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の昭和28年6月から同年10月までの標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年3月10日から28年6月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を28年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月10日から28年11月1日まで

C市にある複数の関連事業所に長年勤務していたにもかかわらず、昭和27年3月10日から28年11月1日までの年金記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市にある複数の関連事業所(B社、D社、E社、F社及びG社)に継続して長年勤務したと主張しているが、オンライン記録では、B社において昭和27年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社(関連事業所の一つであるが、申立人は勤務したことが無いと証言。)において28年11月1日に資格を取得したものとされており、27年3月から28年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人がE社に提出した履歴書(G社保管)及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間を含む昭和24年11月1日から34年6月ま

での期間において、B社又はE社に継続して勤務(当該履歴書の職歴によると、26年1月15日にB社からE社に異動。)していたものと認められる。

ただし、E社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、同社の従業員については、同社が適用事業所となる昭和31年8月1日までの間、便宜上、既に適用事業所となっていた関連事業所のB社又はA社において厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

申立期間のうち、昭和28年6月1日から同年11月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格取得日及び資格取得時の標準報酬月額が記載されていないが、標準報酬月額に係る記録のみ、法改正により等級変更が行われた同年11月から記載されていることから、申立人が同年11月1日より前に資格取得していた可能性が高いと考えられるとともに、社会保険事務所の事務処理には不備が認められる。

さらに、申立人と同様に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に資格取得日及び資格取得時の標準報酬月額が記載されていない同僚は、同社の直前に勤務していた事業所において、同事業所での資格取得時からA社での資格喪失時まで継続して厚生年金保険被保険者とされており、当該期間の被保険者記録に欠落が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、事業主は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和28年11月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和27年3月10日から28年6月1日までの期間については、上記のとおり、申立人は、当該期間においてE社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該複数の関連事業所の事務所及び本店が、同じ場所に所在していたこと、及び申立期間のいずれの時期においても勤務形態に変更は無く、一貫してE社の業務に携わっていたこと等を証言しており、その証言内容には具体性があり、信ぴょう性も認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社の厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料をE社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和27年2月の記録から、3,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社は、既に全喪及び解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月18日に支給された賞与において、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月18日

ねんきん定期便に、平成16年7月の賞与の記録が記載されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されたことは、給料支払明細書(賞与分)により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成16年7月18日に支給された賞与に係る給料支払明細書(賞与分)により、申立人は、申立期間において60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出したか否かについては不明としているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月18日に支給された賞与において、53万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月18日

ねんきん定期便に、平成16年7月の賞与の記録が記載されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されたことは、給料支払明細書(賞与分)により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成16年7月18日に支給された賞与に係る給料支払明細書(賞与分)により、申立人は、申立期間において53万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出したか否かについては不明としているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和47年12月26日に、資格喪失日に係る記録を48年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、47年12月から48年6月までは3万9,000円、同年7月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月26日から48年8月25日まで  
A組合に勤務していた申立期間の給与から農林年金掛金が控除されていたにもかかわらず、加入記録が無いことに納得できないので、当該期間について、農林漁業団体職員共済組合の組合員として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA組合の給料支払明細書により、申立人が申立期間において同組合に勤務し、申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書における報酬額及び掛金控除額から、昭和47年12月から48年6月までは3万9,000円、同年7月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、A組合の業務を承継したB組合は不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても農林漁業団体職員共済組合が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、農林漁業団体から同共済組合へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、同共済組合は、申立人に係る申立期間の掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年7月から同年12月までは34万円、13年1月から同年9月までは41万円、同年10月から14年7月までは38万円、同年8月から15年8月までは44万円、16年9月及び同年10月は44万円、同年11月から17年2月までは38万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月から18年6月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月から15年8月まで  
② 平成16年9月から18年6月まで

申立期間の標準報酬月額が実際の給料と差がある。標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された源泉徴収票により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、平成17年11月及び同年12月を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、同年11月及び同年12月についても、オンライン記録の標準報酬月額は前後の期間と同額であることから、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事

業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料控除額、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額及び同人の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額から、平成12年7月から同年12月までは34万円、13年1月から同年9月までは41万円、同年10月から14年7月までは38万円、同年8月から15年8月までは44万円、16年9月及び同年10月は44万円、同年11月から17年2月までは38万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月から18年6月までの期間は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は社会保険事務所（当時）の指導を受け、標準報酬月額を是正し保険料納付を行ったとしているが、申立人の源泉徴収票の社会保険料控除額、給与明細書の保険料控除額及び給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月21日から同年3月21日まで

私がA社に辞職を申し出たところ、人手が足りないという理由で退職が1か月延び、平成9年3月20日になった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳及び雇用保険の記録により、申立人は平成9年3月20日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、事業主が平成9年2月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届けたことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は親会社B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和60年8月5日、資格喪失日が平成5年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月31日から同年2月1日まで

A社から親会社B社への異動時に厚生年金保険被保険者資格喪失の手続を会社が誤った。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年8月5日、資格喪失日が平成5年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人から提出を受けた給与明細書及びB社から提出を受けた人事異動通知書により、申立人はA社に勤務し（平成5年2月1日に同社から親会社B社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月2日から同年8月21日まで  
高校卒業と同時の昭和29年3月2日に学校のあっせんでA社B支店に入社し、退職した同年12月2日まで継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けたA社B支店の従業員名簿により、申立人が昭和29年3月2日から同年12月2日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に入社した複数の同僚は、「申立人とは一緒に本社での新人研修に参加しており、申立人は正社員採用に間違いはない。申立人だけが申立期間の被保険者期間が無いのはおかしい。」と証言しており、入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、別の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年8月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業所は全喪しているため不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、73万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を73万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している賃金台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において73万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額（73万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している賃金台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額（37万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月14日から同年4月30日まで

私は、昭和38年3月にA社に入社し、43年1月15日に同社B支店から本社直轄の同社C支店に異動となり、同年9月まで勤務していたが、当時の給与は本社から支給されていた。

申立期間中も継続してA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年1月14日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年4月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の従業員に確認したところ、申立人は申立期間についても継続して勤務していたとしていることから、厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。また、控除した以上、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。」との理由から、申立期間に係る保険料についても納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 2370～2402、2405、2407～2410、2412、2419、2420（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している賃金台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、

保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 41 件 (別添一覧表参照)

愛知厚生年金 事案 2403、2404、2406、2411、2413～2418（別添一覧表参照）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している賃金台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳の写しにより、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 10 件（別添一覧表参照）

## 別紙

項番	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額			
						平成15年6月30日	平成15年12月10日	平成17年6月30日	平成17年12月10日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
2370			男	昭和32年生		72万 5,000円	73万 5,000円	73万 円	72万 2,000円
2371			男	昭和41年生		59万 円	60万 円	59万 9,000円	59万 4,000円
2372			男	昭和46年生		47万 2,000円	49万 円	49万 2,000円	48万 9,000円
2373			男	昭和41年生		57万 5,000円	60万 円	59万 9,000円	59万 4,000円
2374			男	昭和45年生		43万 5,000円	45万 円	45万 3,000円	45万 1,000円
2375			男	昭和48年生		38万 5,000円	40万 円	40万 4,000円	40万 3,000円
2376			男	昭和49年生		29万 円	29万 円	28万 2,000円	28万 5,000円
2377			男	昭和49年生		37万 円	38万 5,000円	38万 9,000円	38万 9,000円
2378			男	昭和52年生				29万 2,000円	30万 4,000円
2379			女	昭和35年生		71万 5,000円	72万 5,000円	71万 1,000円	69万 3,000円
2380			男	昭和32年生		74万 円	74万 円	72万 1,000円	70万 3,000円
2381			男	昭和30年生		70万 円	70万 円	68万 2,000円	66万 5,000円
2382			男	昭和48年生		34万 円	34万 円	34万 1,000円	33万 2,000円
2383			女	昭和44年生				9万 7,000円	21万 3,000円
2384			男	昭和52年生		31万 円	32万 円	32万 1,000円	31万 3,000円
2385			男	昭和50年生		26万 円	26万 円	25万 3,000円	24万 7,000円
2386			男	昭和55年生		21万 円	21万 円	22万 4,000円	22万 8,000円
2387			男	昭和53年生		21万 円	21万 円	22万 4,000円	22万 8,000円
2388			女	昭和29年生		8万 円	8万 円	7万 7,000円	7万 6,000円
2389			男	昭和53年生		21万 円	21万 円	22万 4,000円	22万 8,000円
2390			男	昭和53年生		21万 円	21万 円	22万 4,000円	22万 8,000円
2391			男	昭和55年生		21万 円	21万 円	22万 4,000円	22万 8,000円
2392			男	昭和56年生				4万 8,000円	17万 1,000円
2393			男	昭和34年生		19万 8,000円	25万 2,000円	29万 円	27万 9,000円
2394			男	昭和48年生		20万 円	20万 円	22万 4,000円	23万 7,000円
2395			男	昭和47年生		22万 円	25万 8,000円	19万 4,000円	15万 2,000円
2396			男	昭和55年生				21万 4,000円	20万 9,000円
2397			男	昭和60年生				17万 5,000円	17万 5,000円
2398			男	昭和50年生				20万 4,000円	20万 9,000円
2399			男	昭和48年生				19万 4,000円	20万 9,000円
2400			男	昭和61年生				17万 5,000円	18万 円
2401			男	昭和44年生				25万 7,000円	8万 3,000円
2402			男	昭和50年生				2万 9,000円	17万 4,000円
2403			男	昭和41年生		59万 円	60万 円		
2404			女	昭和54年生		25万 円	27万 5,000円		
2405			男	昭和51年生				26万 6,000円	27万 3,000円
2406			男	昭和50年生				18万 2,000円	

項番	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額			
						平成15年6月30日	平成15年12月10日	平成17年6月30日	平成17年12月10日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
2407			男	昭和32年生		47万 円	47万 円	43万 8,000円	42万 7,000円
2408			男	昭和48年生		35万 円	35万 円	34万 1,000円	33万 2,000円
2409			男	昭和53年生		25万 円	25万 円	24万 3,000円	24万 7,000円
2410			男	昭和41年生		20万 円	20万 円	21万 4,000円	21万 8,000円
2411			男	昭和60年生					15万 2,000円
2412			男	昭和37年生		26万 円	24万 円	19万 4,000円	
2413			男	昭和46年生		20万 円	20万 円		
2414			男	昭和38年生		32万 2,000円	32万 2,000円		
2415			男	昭和44年生		43万 5,000円	45万 円		
2416			男	昭和49年生		23万 円	31万 円		
2417			男	昭和53年生		27万 円	31万 円		
2418			女	昭和48年生		43万 5,000円	44万 円		
2419			男	昭和51年生				17万 7,000円	25万 9,000円
2420			男	昭和60年生				9万 7,000円	19万 円



## 愛知厚生年金 事案2421

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和47年4月にA社に入社し、48年2月にC支店からB支店に異動したが、厚生年金保険被保険者記録は、同年2月1日にC支店における資格を喪失し、同年3月1日にB支店で資格取得したことであり、1か月間が空白になっている。

しかし、私は上記期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る職歴証明書、及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年2月1日に同社C支店からB支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年3月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思われるとしているが、これを確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月4日、資格喪失日が46年6月20日とされ、当該期間のうち、43年4月4日から45年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を43年4月4日とし、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から44年12月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月4日から45年1月1日まで

私は、A社には昭和43年4月から46年6月20日まで勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、45年1月1日から46年6月20日までの17か月しかなく、それ以前の期間は厚生年金保険法第75条に該当する期間とされている。

しかし、私は、75条該当期間とされている申立期間についても、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月4日、資格喪失日が46年6月20日とされ、当該期間のうち、43年4月4日から45年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険記録によると、申立人は昭和43年4月4日から46年6月20日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、給与支払明細書の内容を記録していたノートを保管しており、当該ノートの記録によると、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社においては、申立人のほか、多数の厚生年金保険被保険者について、75条該当期間があることが確認できるところ、同社の事業主は、「出入りの激しい職場であり、採用してもすぐに辞める人が多かったため、社会保険関係の手続はしばらくしてから行っていた。このため、何度か手続が遅延し、社会保険事務所（当時）から注意を受けた記憶がある。」としているとともに、複数の同僚は、「A社では給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所に保険料を納付していなかったことが発覚し、時効により保険料が納付できない期間については、75条該当期間とする手続を取ってもらった。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の内容が記録されたノートで確認できる保険料控除額、及び昭和45年1月のオンライン記録から、43年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から44年12月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、上述のとおり、事業主は被保険者資格の取得手続を遅延させていたとしているとともに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人及び申立人と同時期の資格取得者の大半の被保険者記録は、昭和44年12月又は45年1月以前の期間が75条該当期間とされており、事業主が申立人を含む複数の被保険者の資格取得日に係る届出を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行ったものと推認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る43年4月から44年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から47年3月まで

私は、昭和43年1月、婚姻を契機に国民年金に加入した。

国民年金の加入手続や保険料納付は元妻が行っていたが、保険料を支払う意思が無いのに、わざわざ区役所に出向いて加入手続を行ったとは考えられない。

申立期間に保険料納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとするその元妻は、申立期間の保険料の納付については、加入手続時に国民年金担当窓口の人にさかのぼって保険料を納付できると言われ、手持ちのお金で二人分の保険料を区役所の窓口で納付し、その後は毎月自宅に来ていた集金人に夫婦分の保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人の元妻は、さかのぼって納付したとしている保険料については、国民年金加入手続を行った区役所窓口で3年分納付したとしているが、区役所の国民年金担当窓口で過年度保険料を納付することはできなかつた上、加入後は、毎月保険料を納付していたとしている点も当時のA市の保険料の納付周期（3か月ごとに納付。）とは相違する。

また、申立人の元妻は、申立期間についてさかのぼって一括で納付したとする保険料額及び毎月納付していたとする保険料額のいずれについても記憶は明確ではない。

さらに、申立人は、前述のとおり、その元妻が加入手続の際にさかのぼって二人分の保険料を区役所の窓口で納付したとしているところ、申立人及びその元妻が所持している国民年金手帳によると、申立人及びその元妻は昭和48年

1月に47年4月から同年12月までの現年度保険料を一括で納付したこととされているほか、A市では48年1月ごろは現年度保険料であれば国民年金担当窓口での納付が可能であり、かつ、昭和53年度までは保険料の集金が行われていたことを勘案すると、申立人の元妻が申立期間の保険料納付と、48年1月以降の保険料納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から41年5月までの期間、同年9月から42年5月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から41年5月まで  
② 昭和41年9月から42年5月まで  
③ 昭和42年10月から47年3月まで

私は婚姻届を提出するためにA市B区役所に出かけた際、元夫と二人分の国民年金加入手続を行った。

係の人からさかのぼって保険料を納付できると言われ、手持ちのお金で二人分の保険料を同区役所の窓口で納付し、その後は毎月自宅に来ていた集金人に納付していた。

申立期間の保険料を納付したことを示すものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、さかのぼって納付したとしている保険料については、国民年金加入手続を行った区役所窓口で3年分納付したとしているが、区役所の国民年金担当窓口で過年度保険料を納付することはできなかった上、加入後は、毎月保険料を納付していたとしている点も当時のA市の保険料の納付周期(3か月ごとに納付。)とは相違する。

また、申立人は、申立期間についてさかのぼって一括で納付したとする保険料額及び毎月納付していたとする保険料額のいずれについても記憶は明確ではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとみられる昭和43年1月ごろを基準とすると、申立期間①のうち、39年\*月(申立人の20歳到達時)から40年9月までは既に時効のため保険料を納付することができない

期間である。

加えて、申立人は、前述のとおり、加入手続の際にさかのぼって二人分の保険料を区役所の窓口で納付したとしているところ、この時期は特例納付実施期間中ではない上、申立人及びその元夫が所持している国民年金手帳によると、申立人及びその元夫は昭和 48 年 1 月に 47 年 4 月から同年 12 月までの現年度保険料を一括で納付したとされているほか、A 市では 48 年 1 月ごろは現年度保険料であれば国民年金担当窓口での納付が可能であり、かつ、昭和 53 年度までは保険料の集金が行われていたことを勘案すると、申立人が申立期間の保険料納付と、48 年 1 月以降の保険料納付を混同している可能性も否定できない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成元年4月まで

私の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付は、母が行ってくれた。母からは学生も国民年金の保険料を納付することに決まったことから、加入手続を行い、保険料の納付を行っていたと聞いているので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとするその母は、時期等は明確ではないものの、学生も国民年金保険料を納付することとなったことが申立人の国民年金加入手続を行ったきっかけであるとしているが、国民年金制度の改正により学生が強制加入となったのは、平成3年4月以降（このころ、申立人は厚生年金保険被保険者）であり、申立人の母が記憶している加入動機は、この制度改正のことを指している可能性が考えられる上、主張する内容からみて、申立期間について任意加入手続を行ったとも考え難い。

また、オンライン記録でも、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年10月まで

申立期間当時、私は義母と同居しており、加入手続や保険料納付は義母が行っていた。

ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）へ相談に行ったところ、A社の厚生年金保険加入記録が漏れていたのが判明し、記録の訂正を受けた。昭和40年9月から43年10月までの期間についても国民年金に未加入であったとされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当初、加入手続は父が行ったとしていたが、当委員会による聴取において、これを行ったのは妻、義母と変わるなど、申立人の記憶には曖昧な面が見受けられる。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金加入手続や申立期間の保険料納付等に係る記憶は無いとしているほか、申立人の父も、申立人の国民年金加入手続を行ったとされるその義母も共に既に死亡しているため、申立期間当時の状況については不明である。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたB市に申立人の国民年金に係る記録は無い上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立人が同市からC市に転居（昭和47年）した後の62年9月16日であり、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金加入手続を行ったとみられ、この時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付す

ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から60年3月まで

私は、A社を退職後、昭和58年8月にB市C区役所D支所に行って国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、毎月か2、3か月ごとに同支所、郵便局、銀行等で納付していた。

保険料額は明確には覚えていないが、金額が高くて納めるのが大変だったとの覚えがあり、1か月4,000円から7,000円ぐらいだったと思う。就職又は退職時は必ず厚生年金保険と国民年金の切替手続を行ってきたので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職又は退職時は必ず厚生年金保険と国民年金との切替手続を行ってきたと主張しているが、i) 本来、国民年金強制加入期間とされているべき昭和41年7月から同年10月までの期間、43年1月から同年8月までの期間、47年7月及び同年8月が未加入とされている、ii) 51年1月から同年6月まで申立人は厚生年金保険被保険者であったのに国民年金保険料を重複して納付していたほか、厚生年金保険被保険者となった56年5月から同年9月までの期間についても国民年金保険料を重複して納付していたことから、これら期間に係る保険料の還付を受けていたことがうかがわれるなど、申立人の主張と矛盾する状況が認められ、申立人は適時に厚生年金保険と国民年金との切替手続を励行していたとは言えない。

また、申立人は、申立期間の保険料を2、3か月ごとに納付したとしているが、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム、昭和58年度まで記録する扱いとされていたとみられる。）によれば、申立人は昭和56年5月に国民年金被保険者資格を喪失後、58年8月に同資格を取得したこととはされていない上、

A市の納付記録でも、申立人が56年5月に国民年金被保険者資格を喪失したとされた後、60年4月に保険料の納付を再開するまでの間の記録が無く、申立期間当時は未加入扱いとされていたことがうかがわれることから、少なくとも申立期間の保険料が現年度納付されたとは考え難い。

さらに、オンライン記録で確認すると、平成8年12月分の保険料以外に申立人が保険料を過年度納付した期間は見当たらないところ、申立人自身も申立期間についてさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしており、申立期間の保険料を過年度納付したとも考え難い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

昭和38年8月ごろ、A市B区からC区への転居の際、C区役所で国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できないと言われ、私の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私の妻が集金人に一人当たり月額250円（3か月分750円）を3か月ごとに夫婦分一緒に納付していた。国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>って印を押してもらっていたのを覚えているが、平成4年7月に転居した時、最後に受け取った手帳を残して、ほかの手帳は処分してしまった。

申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月の転居時にその妻が夫婦に係る国民年金加入手続を行い、以降3か月ごとに集金人に申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分併せて納付していたとしており、保険料納付時には国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>り、印を押してもらっていたとしていることから、申立人の主張は、申立期間の保険料を現年度納付していたとするものとみられる。しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は42年6月にその妻と連番で払い出されており、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出補助簿の備考欄には申立人夫婦共に「職権分」と記載されており、A市の適用特別対策としての加入勧奨を受けて国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられることから、このころに初めて申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、申

立人が主張するように保険料を現年度納付することはできなかつた上、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる同年6月時点では、申立期間のうち、40年3月以前については既に時効のため保険料を納付することはできなかつた。

また、申立人は、昭和42年6月時点で時効に到達していなかつた40年4月以降の保険料については過年度納付することが可能であつたほか、後に実施された特例納付により申立期間の保険料をすべて納付することは可能であつたが、申立人は期間を遡<sup>そきゅう</sup>及してまとめて保険料を納付したことは無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料月額が250円であつたとしているが、申立期間の実際の保険料月額は、昭和41年12月までは100円、42年1月からは200円となつており、申立人の主張とは相違する。

加えて、A市では昭和50年3月の印紙検認廃止までは申立人が記憶するような保険料の納付方法であつたほか、申立人が保険料を納付していたとされる44年1月から45年6月までの保険料月額が250円であつたことなどから、申立人の主張はこのころの保険料納付に係る記憶に基づくものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

昭和38年8月ごろ、A市B区からC区への転居の際、C区役所で国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できないと言われ、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が集金人に一人当たり月額250円（3か月分750円）を3か月ごとに夫婦分一緒に納付していた。国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>って印を押してもらっていたのを覚えているが、平成4年7月に転居した時、最後に受け取った手帳を残して、ほかの手帳は処分してしまった。

申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月の転居時に夫婦に係る国民年金加入手続を行い、以降3か月ごとに集金人に申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分併せて納付していたとしており、保険料納付時には国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>り印を押してもらっていたとしていることから、申立人の主張は、申立期間の保険料を現年度納付していたとするものとみられる。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は42年6月にその夫と連番で払い出されており、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出補助簿の備考欄には申立人夫婦共に「職権分」と記載されており、A市の適用特別対策としての加入勧奨を受けて国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられることから、このころ初めて申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、申立人が主張するように保険料を現年度納付するこ

とはできなかった上、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる同年6月時点では、申立期間のうち、40年3月以前については既に時効のため保険料を納付することはできなかった。

また、申立人は、昭和42年6月時点で時効に到達していなかった40年4月以降の保険料については過年度納付することが可能であったほか、後に実施された特例納付により申立期間の保険料をすべて納付することは可能であったが、申立人は期間を遡<sup>そきゅう</sup>及してまとめて保険料を納付したことは無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料月額が250円であったとしているが、申立期間の実際の保険料月額は、昭和41年12月までは100円、42年1月からは200円となっており、申立人の主張とは相違する。

加えて、A市では昭和50年3月の印紙検認廃止までは申立人が記憶するような保険料の納付方法であったほか、申立人が保険料を納付していたとされる44年1月から45年6月までの保険料月額が250円であったことなどから、申立人の主張はこのころの保険料納付に係る記憶に基づくものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年11月まで

私は、父親に国民年金の任意加入と付加保険料の納付を勧められ、昭和49年4月にA町役場で国民年金に任意加入し、その際に併せて付加年金の加入手続も行った。国民年金保険料は、昭和49年度から52年度までは、年度当初に保険料の集金に来ていたB自治会の役員に水色の納付書で1年分を前納で納めていた。53年4月からは勤め先に集金に来ていたC信用組合の担当者に白色の納付書で3か月ごとに付加保険料を加えた金額の保険料を納付していた。申立期間について付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年度から52年度までの期間の定額保険料及び付加保険料は水色の納付書で1年分前納し、53年4月以降については、3か月ごとに白色の納付書で納付したとしているが、A町では、申立期間当時、付加年金加入者と定額保険料のみの加入者と区別できるよう納付書を色分けしており、付加年金加入者の前納納付書（1年）及び期別納付書（3か月分）は、いずれも黄色であったとしている上、申立人が申立期間当時、納付していたと主張している納付書の色は、定額保険料のみの加入者の納付書（前納は水色、期別は白色）であったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、昭和49年4月ごろに国民年金の任意加入手続を行った際、付加年金の加入手続も行ったとしているが、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにも、申立人が付加年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見受けられない。

さらに、申立人は、前述のとおり、申立期間のうち、昭和49年度から52

年度までの期間は定額保険料と付加保険料を併せて前納していたとしているが、定額保険料と付加保険料を併せて1年分前納した場合、国民年金被保険者台帳には、「**定** **附**前納」の表示で前納定額保険料に前納付加保険料（4,680円）が合算された金額が記載されることとなるが、申立人の同台帳を見ると、申立期間のうち、49年度から52年度までの期間については「**定**前納」の表示で定額保険料のみの前納保険料額が記載されている。その上、同台帳の備考欄には、「58.12 還付 5,830円 59. 2. 15」と記載されており、申立人は、昭和58年12月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、期別納付したとみられる58年10月から同年12月の3か月分の保険料のうち申立期間直後となる同年12月分の保険料5,830円が59年2月15日に過誤納還付されていることが確認でき、この還付金額は、58年度の定額保険料月額と同一金額であり、付加保険料月額400円が還付されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年2月まで

平成13年1月にA市役所から保険料納付の通知書が送られてきた。その通知書のとおり同市役所で現金で支払い、その時の担当者に「今後、市役所から納付通知書が届いても納付の必要はありません」と言われた記憶がある。送付されてきた「ねんきん特別便」には、加入月数は478月となっており、年金証書の納付済期間は468月となっている。この差の10か月分のうち7か月分は第3号被保険者該当期間となるが、残る3か月分は同市の窓口において納付通知書により現金で納付していることから、この納め過ぎとなっている申立期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については現金で納付したが、当該保険料は納め過ぎたとしており、還付してほしいと主張しているが、その納付金額は、聴取の段階において1か月1万3,000円で合計3万円弱としていたが、文書により改めて質問したところ、回答書には、納付金額に関する記載は無く、申立人の申立期間に係る納付金額の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立人が所持する「ねんきん特別便」の「資格を取得した年月日」欄に「平成12年12月1日」、「資格を失った年月日」欄に「平成13年2月2日」と記載されていることをもって、平成12年12月から13年2月までの期間の合計3か月分の保険料について、A市から送付された納付通知書により市窓口で保険料を納付したとしているが、制度上、資格喪失月は保険料の徴収は行わないことから、この期間の加入月数は2か月となるため、申立人が60歳に到達した13年\*月の保険料を含めた3か月分の納付通知書を同市が

発行、送付したとは考え難く、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録及びA市が保管する「国民年金納付状況」の申立人の納付記録を見ると、平成12年12月及び13年1月は未納とされている上、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

なお、申立人は、昭和16年4月1日以前の生まれのため、36年4月1日の国民年金制度創設時に既に20歳を超えており、60歳に達するまでの期間が40年（480月）に満たないことから、特例措置として、申立人の場合は生年月日から加入可能年数（月数）である39年（468月）について保険料を納付すれば、満額受給できる。このことは、申立人が所持する年金証書に記載されている納付済月数468月と一致している。この特例措置は、あくまで受給できる年金額の計算に関するものであり、制度の基本である60歳に達するまでの保険料の納付義務に変更は無いことから、申立人が60歳到達の前月となる平成13年\*月までの期間に納付された保険料については、還付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から47年3月まで

私は、ねんきん特別便で申立期間が未納とされていることを知った。古い話だが、会社退職後の昭和36年11月ごろ、そのころに引っ越してきた隣人と一緒にA農業協同組合で行われた国民年金の説明会へ出向き、隣人と共に加入手続を行った。保険料月額は100円から360円、600円、900円、1,100円と上がっていったが、毎月、B市の女性の集金人に滞ることなく納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和36年11月ごろ、そのころに引っ越してきた隣人と一緒にA農業協同組合で行われた国民年金の説明会に出席したことは明確に記憶しているとしているものの、その説明会出席後の国民年金の加入手続状況、国民年金手帳の受領時期及び受領方法に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、加入手続を行ったとする昭和36年11月以降、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の年金記録を見ると、33年1月から37年5月までの期間は厚生年金保険被保険者期間とされていることから、保険料を納付していた場合、厚生年金保険被保険者期間と重複している36年11月から37年5月までの期間の保険料は還付されることとなるが、申立人の年金記録には保険料が還付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人も保険料の還付を受けたかどうかの記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、昭和36年11月からB市の集金人に毎月保険料を納付したとしているが、同市では集金人（国民年金推進員）による保険料徴収を開始したのは37年11月からである上、その保険料徴収周期は3か月ごとであった

としていることから、申立人の主張と相違する。

加えて、国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月16日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この手続に際して、さかのぼって資格取得日を36年4月1日(平成9年6月17日に厚生年金保険被保険者期間が統合されたことにより、12年9月7日に資格取得日が昭和37年6月1日に変更されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に「資格取得36.4.1 届出年月日 49.8.7」と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入となることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。その上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は特例納付による以外は時効により保険料を納付することはできず、この時期は第2回特例納付実施期間中であり、申立期間の保険料を特例納付することは可能であったものの、申立人はさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年4月まで

申立期間はA市に居住しており、この間に結婚したことから、国民健康保険には加入していたはずである。この国民健康保険の加入手続を行った際に併せて国民年金にも加入し、国民年金保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和36年8月以降にA市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、加入手続時期、加入手続を自身で行ったのかどうかの記憶は無く、国民年金手帳の受領、申立期間の保険料納付方法及び納付金額に係る記憶も無いとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細が不明である上、同市には、申立人の加入及び保険料納付を示す国民年金被保険者名簿は存在しない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和46年7月1日として同年5月21日にB市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年3月まで

私は、昭和43年12月に会社を退職し、自営業を始めたので、国民年金に加入した。元妻が加入手続を行い、保険料を納付していた。元妻が二人分を集金により納付したと言っており、申立期間について、元妻に納付記録があり、私が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に会社を退職後、その元妻が申立人の国民年金加入手続を行ってくれたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月にA市で払い出されたことが記載されており、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、当該記号番号の国民年金手帳が同年6月に新規発行されたことが記載されている。申立人は、申立期間当時から53年まで住民登録の異動は無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとするその元妻に聴取しても、申立人が会社を退職した後に手続したと思うが、明確な記憶は無いとしている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和49年6月ごろに行われ、その際に44年1月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、その元妻が、申立人及びその元妻の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人及びその元妻の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間の直後の昭和48年度の保険料について、



元妻が現年度納付したのに対し、申立人は昭和 50 年に過年度納付したことが記録されており、納付状況が異なっている。このことから、申立人の国民年金加入手続が 49 年 6 月ごろに行われ、加入手続後に 48 年度の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和 47 年度の保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその元妻に聴取しても、保険料をまとめて納付した記憶は無く、48 年度の保険料を過年度納付したことも覚えていないとしており、47 年度の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年3月まで

いつごろかは覚えていないが、国民年金の加入勧奨のため、A市B区役所の職員が自宅に説明に来て、保険料はさかのぼって納付した方が良いと言われた。保険料納付は、亡くなった妻に任せていたので詳細は不明だが、きちんと納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和45年10月）後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、その時期についての明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月にA市B区で、その妻と連番で払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していた同区で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は、婚姻後は申立期間中に転居したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人及びその妻の国民年金加入手続は昭和51年11月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われていなかったことから、その妻が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、夫婦共に、申立期間直後である昭和49年度及び50年度の保険料を過年度納付したことが記録されている。申立人は、加入手続後に、その妻が、以前の未納保険料をさかのぼって納付したとしており、これは、上記の過年度納付の

ことと考えられるほか、夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻も、婚姻後、申立期間の保険料は未納であるほか、妻は死亡しており、申立期間の保険料納付の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2423

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月10日から40年11月6日まで

私は昭和31年12月に弟が経営するA社に入社し、入社以来継続して勤務している。しかし、申立期間には厚生年金保険被保険者の記録が無い。弟のねんきん特別便には当該期間の被保険者記録があると聞いている。私だけ当該期間の被保険者記録が無いことには納得できないので、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主(申立人の弟)及び同社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚は、「申立人は、申立期間を含めて、同社で継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、申立人の被保険者資格の喪失届に係る受付日が昭和33年2月12日と記載されていることが確認できる上、事業主及び幹部1人が、申立人とほぼ同時期に、いったん同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後再度資格を取得していることが確認できる。

また、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては記憶していないとしているが、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した当該幹部は、「当時、誰からか忘れたが、厚生年金保険被保険者資格の取得をしなくてもよいのではないかとの話が持ち上がり、自らの判断で資格喪失手続をしてもらった。だから、資格喪失したのは間違いのない事実だ。今となっては後悔している。」と証言している上、複数の同僚は、「申立期間当時、申立人が社長だと思っていた。申立人は社会保険関係の事務を含め実質的に会社の経営

全般に深く関与していたと思う。」と証言していることから、当時、何らかの理由により、事業主及び幹部の了解の下、被保険者資格をいったん喪失させる取扱いが行われたものと推認され、一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない。

さらに、同時期にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した事業主及び幹部以外の複数の同僚は、「資格を喪失した日と退職日は一致している。」と証言しているところ、昭和33年6月25日に資格喪失した同僚は、同年7月15日に、次の会社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の申立期間に、申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月から 8 年 3 月まで

私は、平成 4 年 1 月から 9 年 3 月まで継続して A 社に正社員として勤務したのに、4 年 1 月から 8 年 3 月までの 4 年 3 か月分の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。給与明細書は無いが給与から保険料が引かれていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚は、「申立人は、仲居として同社に勤務していた。」と証言している上、同社の B 漁業協同組合の当座性貯金元帳により、同社から申立人の普通預金口座に、平成 4 年 3 月から 9 年 3 月まで毎月 5 日に給与が振り込まれていることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社は、当時の人事、厚生年金保険関係の書類は無く、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

また、A 社の総務担当役員は、「正社員であっても、本人が厚生年金保険被保険者資格を取得することを希望しない場合には、厚生年金保険被保険者資格を取得させなかった。」と証言している上、申立人が挙げた同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「正社員でも、本人が希望した場合には、厚生年金保険被保険者資格を取得しないことがあった。」と証言しており、申立期間当時、同社では、すべての正社員について一律に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる上、平成 6 年 3 月から同年 6 月までの期間において国民年金の保険料

を納付していることが確認できる。

加えて、A社に係るオンライン記録の申立期間に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 50 年 10 月 10 日まで  
申立期間には、A社において勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿及び給与算定基礎により、申立人が昭和 46 年 10 月 14 日に同社に雇い入れられ、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の従業員名簿の履歴欄には、「㊥50. 10. 10」と記載されており、A社の事務担当者は、「これは当時の事務担当者が、当該従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得した日付を記載しているものである。」と証言しているところ、当該日付は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 50 年 10 月 10 日）と一致している上、同様の方法で日付が記載されている同僚二人も、当該日付が厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人の給与算定基礎の「50. 9. 6」の欄の下方に「健・厚保険料」として、それぞれ「健 3, 952 円」、「厚 3, 952 円」と記載され、その下欄に「10/5」と記載されているメモ書きについて、A社の事務担当者は、「控除すべき保険料の額を昭和 50 年 10 月 5 日に計算し記載したものであり、同年 10 月分の給与（翌月に支給）から、厚生年金保険料等が控除されている。」と証言している。

さらに、A社において、申立期間と同時期に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の入社日を調査した結果、厚生年金保険被保険者資格の取



得日と、それぞれ約2年3か月、約1年6か月異なっていることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社後直ちにすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人が挙げた同僚のうち、一人は、「厚生年金保険のことについては、記憶が無い。」としており、ほかの一人は、連絡がとれないため、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間においてはA農業協同組合に勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、A農業協同組合の記録が無いことが分かったが、3週間くらいではあったものの、勤務していたことは間違いないので、申立期間について農林漁業団体職員共済組合の組合員として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA農業協同組合に係る辞令(写し)により、申立人は、平成3年4月1日付けで、同組合の職員に任命されていることが確認できるが、同組合は、当時の人事、共済組合関係の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務実態、農林漁業団体共済組合の取扱い等について確認できない。

また、申立人は、「A農業協同組合に勤務していた期間は、3週間くらいであった。」と証言しているが、同組合は、「通常、入社から約2週間後に共済組合の資格取得手続を行っている。また、入社月に退職した場合には、仮に、いったん資格取得手続を行った場合であっても、当該資格取得手続を取り消し、給与から掛金を控除していなかったと思われる。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和58年10月28日から平成7年6月22日までの期間において、当時、別の事業所の厚生年金保険被保険者であった母親の被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、A農業協同組合は、申立期間に同組合に勤務していた同僚に関する資料についても保管していない上、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 58 年 5 月まで

私は、昭和 52 年 6 月ごろ、当時勤めていた A 社の上司から指示を受けて、申立期間に関連会社の B 社で代表取締役として勤務した。

私は、申立期間に A 社と B 社の双方から報酬を受けていたと承知しているが、社会保険事務所(当時)の標準報酬月額には、A 社の報酬月額が含まれていない。

A 社と B 社の報酬月額を合算し、これに見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 A 社が保管している「従業員カード」(A 社社員の職歴、給与歴等を記録した書類)から、申立人は、昭和 52 年 7 月 16 日に B 社へ転籍しており、その後、申立期間を含めた期間、申立人は A 社の顧問であったことが確認できる。

申立人は申立期間当時、A 社と B 社の両社から報酬を受けており、A 社から支払われていた報酬額が年金記録に反映されていないと主張しているが、当該資料には、申立人が A 社に勤務した期間のうち、昭和 36 年 4 月から 51 年 4 月までの期間の給与及び同年 12 月分までの賞与の履歴が記載されているものの、申立期間のうち、52 年 9 月から 53 年 9 月までの期間について給与が支給された履歴が記載されていないことから、申立人が A 社から報酬を受けていたことを確認することはできない。

#### 2 一方、B 社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得の届出が標準報酬月額

24万円として昭和52年9月14日に行われていることが確認でき、この標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)と一致する上、同社が53年10月27日に同年10月以降の標準報酬月額の変更について届け出た健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届においても、標準報酬月額は24万円と記載されている。

また、二つ以上の事業所から報酬を受けている者については、厚生年金保険法施行規則第2条の規定に基づき、社会保険事務所に対して「二以上事業所勤務届」を提出することが必要であるが、当該勤務届が社会保険事務所に届出及び受理された記録も確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和53年10月から58年5月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当時の最高限度額(53年10月から55年9月は32万円、55年10月から58年5月までは41万円)で記録されていることから、標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 34 年 4 月 1 日まで  
私は、申立期間にA社でB社の派遣店員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する証言が具体的であることから、勤務した時期は定かではないが、申立人がB社の派遣店員としてA社に勤務していたことはいくつかあがる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、B社は、昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、31 年 12 月 31 日以前の期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「適用前における厚生年金保険料の控除については、記憶が無い。」と証言している。

また、B社は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできず、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が適用事業所となった昭和 32 年 1 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月1日から37年2月1日まで  
② 昭和39年1月1日から42年3月28日まで

私は、A社に昭和34年7月から42年3月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が途切れているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、当該期間においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人はいずれも死亡又は連絡先不明のため、申立人の勤務について証言を得ることができない。

また、当該期間直前の昭和35年7月にA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人のうち4人が申立人と同じ同年8月1日(ほかに同年8月16日が1人)に被保険者資格を喪失しており、このうち連絡が取れた唯一の同僚は、「資格喪失した時期より2年ほど後まで勤務していた。」と証言しているほか、申立人と全く同一の被保険者期間の欠落がある者も1人みられることから、同社では、何らかの事情により、当該期間のころに厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

#### 2 申立期間②について、A社は昭和39年11月4日に全喪しており、当該期間のうち、同年11月4日から42年3月28日までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は既に死亡している当時の事業主のみであり、申立人の姉及び兄も申立人と同じ昭和39年1月1日に資格喪失しているが、連絡が取れないため、当該期間の勤務等について確認することができない。

3 申立期間①及び②について、申立人はA社が平成8年6月\*日に解散した時の代表取締役であるが、同社に係る申立期間当時の資料は保管していないとしている上、「当時の同社は亡父が経営していたこともあり、給与明細書はもらっていなかった。」としているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2430

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月15日ごろから同年8月1日まで  
私は、昭和60年6月15日ごろから同年7月末までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書によれば、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された当時の就業規則には、3か月の試用期間終了後、適格者を社員等に登用する旨記載されているとともに、同社の事務担当者は、「試用期間中の者については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言している。

さらに、A社の事業主が、「同社では、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は常に3点セットで被保険者資格を取得させていた。」と証言しているところ、申立人は、申立期間前後に勤務した事業所について雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、申立期間については、雇用保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の記載は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しており、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人も「保険料控除の有無については覚えていない。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案2431

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から同年8月16日まで

私のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和20年6月1日とされているが、終戦時の同年8月15日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分が勤務していた工場は空襲による焼失はしておらず、自分は昭和20年8月15日まで勤務していた。」と主張しているが、A社の社史及び同社B工場における厚生年金保険被保険者資格を同年6月1日に喪失している同僚の証言によれば、同社B工場は、同年3月の空襲により工場の大半が焼失し、同年5月に遠方のC県に疎開したとのことであり、申立人の主張とは相違している。

また、A社が保管している人事記録には、申立人が昭和20年5月31日に家事都合により依願退職した旨記載されており、同社は、人事記録においてA社B工場での勤務が確認できる同僚5人のうち、軍隊に召集された2人を除く3人についても、申立人と同日の同年5月31日に退職した旨記載されているとしている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和20年6月1日と記載されており、申立人と同様にA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない者のうち、厚生年金保険被保険者台帳の記録が確認できる同僚55人全員の同台帳にも、資格喪失日が同年6月1日と記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人も保険料控除の有無については記憶していないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和52年3月31日とされているが、同日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された退職証明書に、使用期間が「昭和46年4月16日～昭和52年3月31日」と記載されていることをもって、厚生年金保険被保険者に係る資格喪失日を52年4月1日とすべき旨申し立てており、同社は、当該年月日（同年3月31日）については、従業員名簿の「退職日」の記載により確認したとしている。

しかし、当該「退職日」の意味するところに関し、A社から提出された就業規則の改正（平成2年4月1日施行）についての決裁書によれば、改正前の同規則では「退職日は除籍とする」、「退職当日は賃金を支給しない」と規定されているとともに、同社は、申立人についても当該決裁書に基づいた取扱いがなされている旨証言しているところ、退職日に係る申立人の記憶は曖昧である。

また、A社は、「当時は退職日を社会保険の資格喪失日として処理していた。」と証言しており、同社が保管している「厚生年金被保険者名簿」にも、申立人の資格喪失日が昭和52年3月31日と記載されている上、当該資格喪失日は、雇用保険の離職日（同年3月30日）の翌日とも一致している。

さらに、A社は、「保険料は翌月控除であり、申立期間の保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から同年9月1日まで

私は、A社設立に伴いB社から異動したが、その際の年金記録が無い。空白期間の給与手取り額は、その前後と同じで、健康保険被保険者証はずっと手元にあったと記憶している。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にB社からA社に異動したとする者の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年9月1日であり、申立期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と一緒に異動したとする二人についても、B社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失してからA社において資格を取得するまでの間、被保険者記録に申立人と同様の空白期間が生じている。

さらに、申立人の雇用保険の記録によれば、昭和46年4月30日離職及び同年9月1日資格取得の記録が確認できるところ、この得喪記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、A社及びB社は申立期間当時の書類を保管していないとしているなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2434

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 6 月 2 日まで  
昭和 28 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 1 日から A 社に勤務した。申立期間について、年金記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A 社において昭和 29 年 6 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30 年 8 月 1 日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人は、各種保険完備という同社の募集要項を見て入社試験を受け、28 年 3 月に高校を卒業した後、同年 4 月 1 日から同社に勤務したと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚二人（先輩及び同期入社各一人）並びに昭和 29 年 4 月に入社した後輩の同僚が、いずれも申立人と同じ同年 6 月 2 日に被保険者資格を取得していることから判断すると、A 社では、一定期間に入社した者を特定日にまとめて資格取得させる取扱いを行っていたものと推測される。

また、A 社は平成 17 年 6 月 \* 日に破産しており、申立期間当時の事業主は死亡により証言が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、いずれも資格取得日が昭和 29 年 6 月 2 日とされており、オンライン記録と一致しているなど、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで  
昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 11 月 30 日までA社に勤務したのに、55 年 12 月 1 日から 57 年 12 月 1 日までの被保険者期間が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 53 年 4 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 12 月 1 日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人は、57 年 11 月 30 日まで継続して同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社における申立人の雇用保険の記録は、離職日が昭和 55 年 11 月 30 日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している上、申立人には、申立期間に同社とは別の事業所において雇用保険の記録（同年 11 月 25 日取得、56 年 6 月 8 日離職。）が確認できる。

また、A社は、平成 6 年 12 月\*日に解散しており、同社を承継した会社には関連資料が保存されていない上、当時の上司及び事務担当者は、名前が不明で人物を特定できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前についても姓しか記憶していないため、連絡先が把握できず、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 9 月 27 日まで  
遠方にある実家から列車に乗り、昭和 34 年 3 月 29 日の朝に A 社所在地に着き、面接を受けて同社に入社した。同年 4 月 1 日から働いた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社への入社経緯、入社時期等に関する申立人の証言内容から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録は、昭和 34 年 9 月 27 日資格取得、同年 11 月 10 日資格喪失と記載されており、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における資格取得日と同一である上、いずれもオンライン記録と一致している。

また、A 社は平成 6 年 9 月 \* 日に解散しており、申立期間当時の事業主及びその後の事業主共に既に死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当時の同僚 3 人は、「申立人は覚えていない。」、又は「当時、経理を担当し、事務関係に携わっていた者が既に死亡しており詳細は分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2437

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月29日から同年10月5日まで

私は、昭和37年10月1日にA社の関連会社に入社し、平成7年11月30日に退職するまで同社及び関連会社に継続して勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚は、昭和42年8月28日から翌29日にかけて、A社B支店があった地方に大水害が起こり、同社周辺の道路や鉄道が流され、同社も大きな被害を受けたと証言しているところ、複数の同僚が、申立人と同様に同年8月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が同じ職場で勤務していたと証言している同僚の係長及び直属の上司についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格取得日（昭和41年7月1日）、資格喪失日（同年8月29日）、及び資格の再取得日（同年10月5日）は、いずれもオンライン記録と一致している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A社B支店を昭和42年8月29日に離職しており、申立期間における雇用保険の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 43 年 4 月まで

昭和 42 年 10 月ごろ、前の職場の上司の紹介でA社に入社した。私より少し前に入社し、一緒に仕事をしていた同僚には厚生年金保険の記録があるのに、私に無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言から判断して、時期は定かではないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立人の雇用形態や、厚生年金保険の事務手続など何も分からない。」と回答している上、申立人を同社に紹介した上司は既に死亡しており証言が得られない。

また、申立人が名前を挙げた同僚も、A社への入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっていることから判断すると、申立期間当時、同社では、入社後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったものと推測される。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 29 日から 36 年 1 月 4 日まで  
申立期間において、A社に勤務して保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、昭和 36 年 1 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険の資格取得手続や保険料控除については不明であるが、会社の設立は昭和 36 年 1 月 5 日である。」と回答している上、会社設立当時の事業主、及び申立人と一緒に同社に移った同僚の被保険者記録は、申立人と同じ 36 年 1 月 5 日資格取得となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 31 日から 11 年 4 月 21 日まで  
申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書(控)及び入社時の書類により、申立人は、平成 11 年 1 月 5 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給料支払明細書(控)により、申立人は、平成 11 年 1 月分から 4 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の同社における資格取得日は、平成 11 年 4 月 21 日であることが確認できる上、オンライン記録とも一致している。

さらに、雇用保険についても、申立人の被保険者記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2441

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年12月1日まで  
昭和30年4月ごろにA社に入社し、32年11月19日に退社した。30年4月から31年12月1日までの20か月の期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主によれば、当時の関連資料は無く不明であるとの回答であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

また、申立人は同僚の記憶は無いが、申立期間に厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことは証言しているものの、その期間は特定できないとしている。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和29年9月1日から31年12月1日までの期間について、新たに被保険者の資格を取得している被保険者はおらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日の者が11人確認できる上、32年1月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は30年4月に入社したが、被保険者資格取得日は32年1月となっている。」と証言していることから、同社は当時、一定期間内に採用した者について、まとめて被保険者の資格を取得させていたものと認められる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 2442

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 10 日から 48 年 9 月 1 日まで  
昭和 46 年 9 月から 48 年 8 月までの間、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人から提出を受けた結婚式の祝電及び雇用保険の記録から、申立人が昭和 46 年 11 月 8 日から 48 年 7 月 20 日まで A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社によれば、当時の資料は現存せず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては、不明との回答である。

また、申立人が名前を挙げた同僚 B氏は、「私は、昭和 43 年夏ごろから A社に勤務していた。入社と同時に記録が無いのは、会社が厚生年金保険の手続をしていなかったからだと聞いた。」としており、当該同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は、申立期間後の 49 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 C氏は、連絡先不明で周辺事情を調査することができないが、当該同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は、申立期間後の昭和 50 年 1 月 18 日であることから、申立期間当時、同社では、すべての社員について、入社後直ちに厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではない事情がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者 15 人）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月25日から59年4月1日まで  
辞令の入社年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日が相違しているの  
で、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令の写し及びA社を承継するB社の回答書により、申立期間に申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人の被保険者資格取得日は、昭和59年4月1日とされており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しているところ、同社は、「当時の賃金台帳や源泉徴収簿等の資料が現存せず、申立期間の保険料控除については不明である。」としており、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者3人）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和57年4月2日から59年4月1日までの期間について、共済組合の任意継続組合員の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 2444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

社会保険庁(当時)から送付された年金記録に記載された標準報酬月額と当時の給与明細書を比較すると、年金記録に記載された標準報酬月額は時系列的に下がっているが、給与は下がった事実はない。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 8 年 7 月、同年 12 月及び 9 年 5 月から同年 7 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できるが、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 8 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月から同年 11 月までの期間及び 9 年 1 月から同年 4 月までの期間については、申立人は給与明細書等の資料が無い上、A 社は当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、詳細は不明との回答であり、保険料控除額を確認できないが、オンライン記録の標準報酬月額は前後の期間と同額であることから、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2445

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から46年2月1日まで  
給料を支払うことができないとして、A社を解雇された。脱退手当金は受け取っておらず、事業主が勝手に手続をした。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書及び領収書によれば、昭和46年6月19日に裁定請求を受理し、同年7月9日に支給決定し、申立人の委任を受けた義姉が領収していることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月17日から44年5月25日まで

私は、前の会社で知り合った兄貴分から、A社に来ないかと誘われて働き始めた。ここで働いている時に、成人式に出席し、資格免許も取得したにもかかわらず、ねんきん特別便を見たところ、同社に勤務していた期間は、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社の駐車場で撮影した写真もあり、同社で働いていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人をA社に誘ったとされるB氏は、「私はA社に勤務していた。申立人を誘ったことまでは覚えていないが、申立人の姓には記憶がある。」としているとともに、申立人が保管している写真から判断して、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社に係るオンライン記録によると、同社の厚生年金保険の適用開始時期は、平成10年7月28日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B氏は、「A社は厚生年金保険に加入していなかった。雇用される際、事業主からその点の説明を受けたので、自分は国民年金に加入した。」としているところ、オンライン記録によると、同氏は昭和42年9月から59年8月まで国民年金の被保険者であるとともに、申立人が記憶している同社の幹部も、36年4月の国民年金制度開始時から平成2年6月まで国民年金の被保険者であったことが確認できる。

さらに、A社の代表者は、申立期間当時の人事、給与関連の資料は保管していないとしており、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、いずれの期間も被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、各社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管している申立人に係る賃金台帳により、申立人が昭和33年2月に同社に入社し、同年8月1日に退職したことが確認できるものの、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失確認通知書により、申立人の資格取得日は同年7月1日であることが確認できる。

また、A社は、「申立人は、昭和33年2月に入社したが、同年6月までは、試用期間であったため厚生年金保険の資格取得の手続を行わず、同年7月1日付けで初めて資格取得届を提出した。ただし、申立人が同年7月末で退職したため、給与から厚生年金保険料は一度も控除しなかった。」と回答しているところ、同社が保管している賃金台帳により、同社在勤中、給与から保険料が控除されていなかったことが確認できる。

申立期間②のうち、昭和33年7月1日から同年8月1日までの期間については、上述のとおり、申立人はA社に勤務しており、B社には勤務していなかったことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和33年8月1日から34年12月1日までの期間に

については、B社が保管している申立人の人事記録により、申立人が33年8月2日付けで臨時雇用員として採用され、34年10月1日付けで試用員を命ぜられ、同年12月1日付けで本職員に登用されたことが確認できるところ、同社は、申立期間当時、臨時雇用員及び試用員については、厚生年金保険被保険者とはしていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から同年10月16日まで  
② 昭和40年10月18日から41年6月25日まで  
③ 昭和41年8月1日から42年1月26日まで

厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、私は、A社B支店、C社、D社、E社及びF社の5社に係る脱退手当金を昭和44年12月に受給したとされていることが分かった。

しかし、私は、C社を結婚退職した昭和40年4月に脱退手当金を受給した記憶はあるが、その後は脱退手当金を受給した記憶は無く、社会保険庁(当時)の記録は間違っていると思われるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該支給額は申立人が申立期間以前に受給したとする額とおおむね一致する。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 9 月末まで A 事業所でアルバイトとして勤務した。厚生年金保険の記録が、35 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までしかないことに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の A 事業所の同僚が「申立人を知っている。所属部署は違っていたが、一緒に旅行にも行った。」と証言していることから判断して、入社した時期は定かではないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 事業所には、申立人の記録は残っていない上、同事業所の職員が加入する B 市職員共済組合は、「A 事業所の職員が当組合所属となったのは、昭和 37 年 12 月 1 日からであり、それ以前に退職した同事業所の職員の記録は保管しておらず、申立人の記録は無い。また、申立人が国家公務員共済組合の適用対象者であれば、地方職員共済組合 C 県支部の管理になる。」と回答しているところ、同支部においても、申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月 6 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 4 月 5 日まで A 社の店舗に勤務し、同年 4 月 6 日から同社の事業主の弟が経営する B 社の店舗に勤務が変わった。

また、B 社には昭和 63 年 9 月 30 日まで勤務し、同社を退職する際も間を空けずに次の事業所が変わった。

しかし、私の B 社での厚生年金保険被保険者の記録は、昭和 63 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までとなっている。資料は無いが、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の店舗から B 社の店舗が変わった経緯に係る申立人の具体的な説明及び A 社と B 社が同族の経営であることから判断して、申立人が当該期間に B 社に勤務していたものと推認できる。

しかし、B 社は、「当時の資料は無いものの、厚生年金保険被保険者の資格取得及び厚生年金保険料の控除については正しく処理をしたと思う。」と回答している上、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、B 社が業務を委託する社会保険労務士事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の資格取得日は、昭和 63 年 5 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している被保険者の多くは、月の途中ではなく、1 日を資格取得日とさ

れていたことがうかがえる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録（昭和63年9月30日離職。）及び当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が申立人を記憶していることから、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社が業務を委託する社会保険労務士事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は、昭和63年8月31日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、B社の事務担当者は、「申立人から退職する旨の連絡を昭和63年8月に受けて、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年8月31日とし、同年8月及び同年9月の給与からは厚生年金保険料を控除しなかったものと考えられる。」としている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2451

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月6日から42年10月1日まで

私の夫は、A社に昭和41年1月6日に入社し、45年6月24日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録は42年10月1日から45年6月25日までになっている。調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、入社した時期は不明ながら、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、同僚は、「私のA社への入社は昭和36年5月5日だが、厚生年金保険被保険者の資格取得が39年1月10日になっていることは承知している。」と証言しているとともに、ほかの同僚も、「私の入社は30年12月で、厚生年金保険被保険者の資格取得が38年10月4日になっているが、当時の会社ではよくあることだった。」と証言している。

また、A社には、当時の資料は残っておらず、事業主の妻は、「主人が亡くなってから分かったのだが、主人は、私もほとんど厚生年金保険被保険者としてくれていなかった。」と証言していることから、申立期間当時の同社では、厚生年金保険被保険者資格の取得は事業主の裁量で行われており、従業員は必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得してはいなかったことがうかがわれる。

さらに、A社の昭和39年9月から45年12月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 26 日から 36 年 6 月 19 日まで  
② 昭和 36 年 6 月 21 日から 39 年 8 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）から、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金受給の記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年8月15日の前後約2年間に資格喪失した34人のうち、受給資格者28人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち15人が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた同僚は、「会社が手続して脱退手当金を受け取った。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和39年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。